第3回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2015年10月9日 (平成27年) 19時00分から 場所 湘南NDビル 6階 6-1会議室

1	開会	<i>-</i> 20171	6 - 1会議室	ОРН
2	石綿関連疾患リスク推定部会 経過報告について			
3	平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診について	Ī		
4	その他			

5 閉会

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会 経過報告

(2015.10.9)

1 第1回リスク推定部会における検討事項

昭和59年の改修工事時について

平成11年から平成17年までの断続的な雨漏りによる飛散について 平成16年から平成17年の間に行われた点検等による飛散について 平成17年11月21日のミヤマ建設による試料採取時の飛散可能性に ついて

2 第2回リスク推定部会における検討事項

昭和59年度改修工事の実施確認について 浜見保育園遊戯室の天井新規設置工事の時期について 市管理施設における雨漏りシミュレーションの可否について 当時の浜見保育園職員に対する雨漏りの状況の聴き取りについて

3 現時点での課題等

遊戯室天井の吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するため

- ア 「工事検査講評」の昭和49年度から昭和57年度のものを探し,工事時期を確認
- イ 消防設備の届出資料の昭和49年度から昭和57年度のものを探し,工事 時期を確認
- ウ 当時の職員(園長や当時新任だった者等)で当該工事を記憶している者の 部会への出席調整
- エ 昭和49年度から昭和57年度に工事を担当していた元職員等の部会へ の出席調整
- オ 昭和59年改修工事を受託した事業者の担当者等への聴き取り

雨漏りに関するシミュレーションの実施に向けて

- ア 当時の状況をできる限り再現するために、用務員や職員等からの聴き取り
- イ 他の保護者からの聴き取り及び資料提供依頼
- ウ 対象施設の検討(市所管の施設では吹き付け材を使用している施設のうち, 近日中に取り壊し予定のものはないため,一般施設も含めて検討)

藤沢市浜見保育園アスベスト関連疾患健診(私案) 2015年 10月9日

名取委員

(村山委員長との相談を通じて、今後進めるべき健診の骨格を、名取私案として当委員会に意見交換の参考資料として提案する。今後、当委員会ならびに石綿関連疾患判定部会で検討した後に修正し、再度提出することが望ましい案である点をご容赦頂きたい。)

1. 藤沢市浜見保育園の石綿ば〈露について(2015年10月時点 仮)

これまでに明らかになったように、浜見保育園における石綿ばく露は、要約すると以下と推定される。

昭和 49年(1974年)に保育室に天井が貼られていない写真があり(第1回石綿関連疾患リスク推定部会議事要旨)現時点では十分解明がされていないが、より以前の児童や保育者に対象が拡大する可能性が否定できない。

現在までは昭和 59 年(1984 年)工事とされ、石綿ばく露後 20 年の健診が実施された。 平成 11 年(1999 年) ~ 17 年(2005 年)、平成 17 年(2005 年)8 月の石綿ばく露が指摘されている(第1回石綿関連疾患リスク推定部会議事要旨)。

石綿関連疾患リスク推定部会による事実の解明とばく露年の確定作業は、2016年〇月~〇月でおおよそ終了すると推定される。

2. 石綿疾患健診の対象疾患

一定の石綿ばく露がリスク推定部会により推定された場合、石綿関連疾患の健診および補償等の対象とする石綿関連疾患として、胸膜プラーク(肥厚斑)、石綿関連肺がん、中皮腫、良性石綿胸水およびびまん性胸膜肥厚 5 疾患が想定される(石綿関連疾患リスク推定部会のリスク値により異なる場合がある)。

今回のような建物からの石綿飛散量について過去に石綿肺の発症は報告されておらず、 石綿肺の発症がみられた場合は職業性等の他の原因と考えられる。

石綿関連疾患として、低濃度ばく露で早期に、初ばく露から 20 年以降~80 年までで発症する疾患として、まず胸膜プラークがあげられる。胸部 X 線写真は、当該年の会社の定期健診時の胸部 X 線写真(CR,DR)の健診機関からの借用、当該年に受診した医療機関の胸部 X 線写真(CR,DR)の医療機関からの借用を主とする。藤沢市関連の医療機関における

日時指定の健康診断を希望する者には、胸部 X 線写真の撮影のみ実施する。

提出された胸部 X 線写真は、年 1 回石綿関連疾患判定部会で判定する。胸膜プラーク(疑い)事例には、適切な胸部 CT 写真の撮影を指定医療機関(北里大学、平塚共済病院、藤沢市関連機関等)で実施することが望ましい。

早期の健診による診断効果が想定される疾患として、石綿関連肺がんが考えられる。喫煙、石綿等のばく露により、40歳以下の肺がん、石綿関連肺がんの発症リスクの上昇の報告は定説には至っていない。石綿関連肺がんの早期診断の目的での健康診断としては、肺がん健診と同様に40歳以降の毎年胸部 X 線写真健診が推奨される。

撮影提出された胸部 X 線写真を藤沢市石綿関連疾患判定部会で判定し、肺がん(疑い) 事例には、適切な胸部 CT 写真の撮影を指定医療機関(北里大学、平塚共済病院、藤沢市関連機関等)で実施することが望ましい。

20 代から 40 代の胸部 X 線写真の撮影は、労働安全衛生法においては、毎年実施している会社から、5 年に1回の会社まで一定の幅がある。胸膜プラークの早期発見を考えると、希望者のみを対象に毎年1回の胸部 X 線写真の撮影と判定を推奨する。胸部 X 線写真は、当該年の会社の定期健診時の胸部 X 線写真(CR,DR)の健診機関からの借用、当該年に受診した医療機関の胸部 X 線写真(CR,DR)の医療機関からの借用を主とする。藤沢市関連の医療機関における日時指定の健康診断を希望する者には、胸部 X 線写真の撮影のみ実施する。

なお、妊娠時の女性への胸部 X 線撮影は推奨しない。

中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の3疾患では、早期の胸部X線健康診断の意義は未だ証明されていないため、発症診断後に、藤沢市の窓口へ至急ご相談頂きたい。

3 . 石綿関連疾患の健康診断の開始時期

- (1)藤沢市浜見保育園で石綿の初暴露から 20 年以降たった 2 0 歳~3 9 歳の希望者 毎年の胸部 X 線写真 石綿関連疾患判定部会が必要と認めた者の胸部 CT 写真
- (2)藤沢市浜見保育園で石綿ばく露から 10年以上たった 40歳以上の年齢の希望者 毎年の胸部 X線写真 石綿関連疾患判定部会が必要と認めた者の胸部 CT 写真

2014年までの健診の慣例は踏襲しない。

当委員会による、石綿関連疾患のリスク、潜伏期にもとづいて、石綿関連疾患の対象者をリスク推定部会の調査に基づき、まず3項(1)と(2)の基準で健診対象者を調査する。その結果に基づき、2016年早期に対象者全員に通知することを推奨する。

4. 石綿ばく露、健康診断関連に関する藤沢市当委員会主催による説明会

年最低1回は、藤沢市石綿関連疾患対策委員会の主催による、藤沢市浜見保育園の石綿ばく露の事実、推定されるリスク、今後必要な健康診断、および藤沢市の補償関連等制度の説明会を藤沢市医療機関関連の健康診断時に実施する。藤沢市が開催し、説明は委員会委員長等が実施する。

5. 健康診断の実施機関と指示を行う医師

藤沢市関連の医療機関における胸部 X 線写真等の撮影については、当委員会の要綱による石綿関連健診に相当する。

石綿関連疾患判定部会委員の医師を藤沢市関連の医療機関に派遣して、当該医療機関の 放射線技師に対して、撮影条件等を指示するものとする。

6. 石綿関連疾患判定部会と個人への書面通知

- (1)石綿関連疾患判定部会は、2016年以降最低年1回の部会を開催し、当該年の会社の 定期健診時の胸部 X 線写真(CR,DR)、当該年に受診した医療機関の胸部 X 線写真(CR,DR)、 藤沢市関連の医療機関における胸部 X 線写真の読影を複数で実施する。
- (2)石綿関連疾患判定部会は、読影した結果を読影後1月以内に、藤沢市を通じて個人に書面で通知する。
- (3)石綿関連疾患判定部会は、胸膜プラーク及び肺がん等の石綿関連疾患が疑われた希望者個人に対して、石綿関連疾患判定部会委員の医師を藤沢市関連の医療機関に派遣して、 当該医療機関の放射線技師に対して、撮影条件等を指示するものとする。
- (4)胸膜プラーク及び肺がん等の石綿関連疾患が疑われた場合、改めて石綿関連疾患判定部会を開催し、CT写真の読影を複数で実施し、読影した結果を読影後1月以内に、藤沢市を通じて個人に書面で通知する。

(5) 石綿関連疾患の発病の報告が藤沢市相談窓口に寄せられた場合、緊急の石綿関連疾 患判定部会を開催し、相談希望者に対して石綿関連疾患判定部会委員の医師を藤沢市に派 遣して、詳細な相談を速やかに実施する。

7. 胸部 CT 実施機関

胸部 CT 写真の撮影は、指定医療機関(北里大学、平塚共済病院、藤沢市関連機関等) で実施することが望ましい。

8. 健診結果、リスク相談、心理相談

胸部 X 線写真の結果、石綿関連疾患の発病のリスク等の個別相談を希望する方がいる場合、石綿関連疾患判定部会委員の医師を藤沢市に派遣して、健康診断の結果説明会を藤沢市主催で実施する。

同様に、心理相談の個別相談を希望する方がいる場合、当委員会の臨床心理士を藤沢市 に派遣して、藤沢市主催で心理相談会を実施する。

9. 健診費用等

健診費用等に関する個人負担については、今後の当委員会による費用負担の決定に準ずる。